二以上事業所勤務（賞与計算）の運用イメージ

賞与計算	自事業所分の標準賞与額と選択保険者の料率から保険料を算出します。 **この時点の賞与計算では、他事業所分の賞与額や合計額が未確定です。（賞与支給後に各事業所が提出する賞与支払届をもとに、選択保険者が賞与支給月の賞与額を合算し、標準賞与額と保険料（按分保険料を含む）を決定するため。）そのため、社会保険事務所マスタ設定の登録内容のみを参照し、選択保険者の社会保険事務所マスタコードに対する料率のみを掛けて社会保険料の計算を行います。**
↓	
社会保険提出用データ出力	賞与支払届データを出力します。 二以上事業所勤務者とその他の方は、同じ社会保険事務所マスタコードでもファイルを分割して出力します。
↓	
電子申請 （e-Gov 申請）	社会保険提出用データ出力（機能）で出力した賞与支払届データをオンライン申請します。
↓	
二以上事業所勤務被保険者 標準賞与額決定通知書	選択保険者から、本帳票を受領します。
↓	
社員二以上勤務賞与情報登録	選択保険者から受領した帳票をもとに、二以上事業所勤務者の情報を登録します。 標準報酬月額や保険料額などを登録してください。
↓	
二以上勤務者チェックリスト	二以上事業所勤務者を出力します。 対象年月の二以上事業所勤務者としての算出値、賞与計算結果（台帳情報）などを出力します。 賞与支給後の保険料に差額が発生した場合、保険料差額の精算を給与計算などで行ってください。